

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 健康福祉部薬務課

法令名	麻薬及び向精神薬取締法			法令の番号	昭和28年第14号		
不利益処分の種類	向精神薬営業者免許の取消し等			根拠条項	第51条第2項		
処 分 基 準	<p>県知事は、向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者（以下「向精神薬営業者」という。）について、これらの者が次に掲げる事項のいずれかに該当するに至つたときは、その免許を取り消し、又は期間を定めて、向精神薬に関する業務の停止を命ずることができる。</p> <p>この法律の規定、この法律の規定に基づく県知事の処分若しくは免許若しくは許可に付した条件に違反したとき。 麻薬及び向精神薬取締法第50条第2項第2号口からへまでのいずれかに該当するとき。</p> <p>* 「麻薬及び向精神薬取締法第50条第2項第2号口からへ」の規定 『向精神薬営業者の免許（1）』の「1 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことができる。」の を参照。</p>						
	対応区分	聴聞の実施 弁明の機会の付与	処理 機関	薬務課	交付 機関	薬務課	目次 NO